

平成 19 年 11 月 30 日

排出権取引制度を京都議定書の第一約束 期間内に導入することの是非についての見解

内外情報研究会 会長 河野光雄

- ◎ 最初に私の結論を申し上げれば絶対に反対である。以下その理由を述べる。

- ◎ 積極的導入論の背景にあるのは当合同部会が一年余にわたって営々として積み上げてきた自主行動計画の強化内容を不十分と判定し、自主行動計画に代わる手段として排出権取引制度の導入で国際的約束を確実に達成実現したい、という考え方だと推察する。先頃、スペインのバレンシアで開かれた国連の『気候変動に関する政府間パネル (IPCC)』の第 27 回総会は地球温暖化に関する第四次総合報告書採択した。従来のもものよりも温暖化の影響を受ける地域を列挙し、その危険をはっきりと訴えた。その狙いはすでに始まっているポスト議定書の枠組について科学者が真剣な政治論議を求めたもので、私もその方向について同感である。多くの国民が焦燥感を抱くのは当然だ。

- ◎ ところで、いま当合同部会に求められているのは第一約束期間内における目標達成の具体策である。私はここで排出権取引制度を導入することは①議論の積み重ねで現在 1800 万トンの削減効果を生み出すという大きな成果を上げた自主行動計画強化策を著しく軽視することでおよそ非現実的であるだけでなく、産業界の意欲低下を招きマイナスが大きい。②仮に百歩譲ってこの制度を導入するとしても、そのために不可欠な具体的制度設計について信頼できる提案を聞いたことがない。公平な排出枠の割当をいかなる手法で実現するのか。自主行動計画に真剣に取り組んできた企業が納得できるスキームを短時間で作り上げる自信がある民間人や官僚がいるのか。私はいないと思う。

- ◎ 目標達成のため強化してきた自主行動計画という船から、排出権取引制度に急に乗り換えることが可能であり効果があるという発想は現実論としてみれば根本的に誤っていると考え。最後に提案がある。第一約束期間に限って言えば排出権取引論議は本日をもってピリオドを打つこと。最終報告書にその旨をはっきりと書くこと。

- ◎ いずれ政府のどこかでポスト議定書の枠組について詳細な設計を行い、日本案としてまとめ、多国間協議に持ち出すという仕事が始まると思う。そのとき排出権取引制度が選択肢の一つに浮かび上がることは十分に予想できる。しかし、それは当部会に与えられた課題ではない。